

令和年 月 日		整理番号	
佐賀県みやき町長 殿			
申請住所 ※住民税 納税住所	〒 ※上記住所を寄附翌年の1月1日時点の住民税納税住所とみなします	ふりがな	
		氏 名	
		個人番号	
		生年月日	明・大 昭・平
電話番号			

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

☐

- (注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

☐

- (注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(下記の書類が確認できるようコピーして貼り付けをしてください)

①本人確認書類	②個人番号確認書類
のりしろ	のりしろ
次のうちいずれかの写しを1点 ・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証・パスポート ・写真付き身分証明書 または 次のうちいずれかの写し2点 ・健康保険の被保険者証 ・地方税、国税、公共料金の領収書 ・印鑑登録証明書 ・納税証明書 ・住民票と住民票記載事項証明書 ・母子健康手帳 ・国民年金手帳 ・写真なし身分証明書	・マイナンバーカード（裏面） ・マイナンバー通知カード どちらかのコピー ※上記をお持ちでない場合は、個人番号記載の住民票の写しのコピーを同封してください

※このスペースに貼れない書類については、本紙裏面に貼り付けてください。

※住所や氏名の変更履歴（裏書き）がある場合は、その部分もコピーして同封ください。

※申請書提出期限：令和年1月10日（必着）

住所・氏名等の変更があった場合は、上記期限までに「変更届」の提出が必要です。

※太枠内をご記入ください。申請住所の不備・記入間違い、個人番号記入漏れ、添付資料不備がある場合、ワンストップ特例申請をご利用できない場合がございます。ご注意ください。

受付
日付
印